

【居住前（入院中又は転居前等）や認定申請中の取扱い】

下記に該当する方が介護保険での住宅改修または特定福祉用具購入を行う場合、支給されない場合があります。

（１）改修後、購入後に当該住宅に町外から転入または町内転居する場合

住宅改修費、特定福祉用具購入費の支給には、居住していることが必要条件となり、住宅改修後、特定福祉用具購入後の支給申請は居住してからでないとできません。予定の変更等で居住しないこととなった場合には、住宅改修費、特定福祉用具購入費の支給はできません。

（２）入院中または施設入所中に改修、購入する場合

（１）と同様に住宅改修費、特定福祉用具購入費の支給には、退院・施設退所して（在宅に戻って）、住宅改修後、特定福祉用具購入後の住宅に実際に生活していることが必要になります。

（３）認定申請中に改修、購入する場合

介護保険で住宅改修、特定福祉用具購入を行えるのは、要介護認定を受けている方です。認定申請中に住宅改修、特定福祉用具購入できますが、支給申請は認定結果が出てからになります。

認定結果が「自立」の方は、支給対象とはなりません。

＜介護保険の住宅改修・特定福祉用具購入における事前承諾書＞

上記の事項を了承したうえで、住宅改修・特定福祉用具購入を行います。

被保険者名		被保険者番号	
（１）（２）（３）どちらかあてはまる項目に○をして必要項目をご記入ください。			
（１）	転入・転居予定日	年 月 日	
	住宅の所在地		
	旧住所（現住所）		
（２）	入院・入所中の場合	退院・退所予定日（ 年 月 日）	
	入院・入所施設名		
（３）	認定申請中	申請日（ 年 月 日）	

支給申請時にご記入下さい	転入・転居日	年 月 日	
	退院・退所日	年 月 日	
	要介護認定日	年 月 日	要介護度（ ）

※コピーをお渡ししますので、上記欄を記入のうえ支給申請時に添付してください。